

# つくばみらい市議会議員一般選挙

～みんなのみらい みんなの一票で～

選挙は、皆さんが政治に参加するための大切な機会です。必ず投票しましょう！

問 市選挙管理委員会（伊奈庁舎総務課内） ☎58-2111（内線1212）

任期満了に伴うつくばみらい市議会議員一般選挙の投票日が、平成24年2月12日(日)に決定しました。

この選挙は、私たちにとってもっとも身近な選挙であり、市民の意見や要望を市政に反映させることができる選挙でもあります。投票で市政に積極的に参加しましょう。

## ◆投票日◆

平成24年

2月12日(日)

午前7時～午後8時

## ◆告示日◆

平成24年

2月5日(日)

## ◆投票資格◆

今回のつくばみらい市議会議員一般選挙で投票できる方は、次のすべてに該当し、平成24年2月4日現在で調整する選挙人名簿に登録されている方です。

- 投票日翌日（平成24年2月13日(月)）までに満20歳の誕生日を迎える方
- 11月4日までに転入手続きをした方で、3カ月以上つくばみらい市内に住所を有する方

## ◆投票するには◆

投票所の入場券は、皆さんの自宅へ郵送します。

投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所（地図あり）で投票してください。なお、**入場券は、世帯全員分を一通（7人以上は2通）で発行しますので、投票の際にはご自分の分を切り取って投票所にご持参ください。**

入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。本人であることが確認できるもの（運転免許証など）を持参して、投票してください。

## ◆期日前投票制度◆

期日前投票制度は、投票日当日に仕事や旅行などの予定があつて投票に行けない場合、事前に投票できる制度です。

期日前投票の場合も、投票入場券が必要です。ご自分の入場券を持参し、伊奈庁舎または谷和原庁舎で投票してください。詳しくは、左の表をご覧ください。

## 投票することが困難な方のために

「投票所へ行けない」「字が書けず投票用紙に記入できない」などの場合、要件を満たせば次のように投票することができます。

## ◆不在者投票制度◆

市外に滞在・旅行中の方が、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会へ投票できる制度です。

なお、不在者投票を行う場合には投票用紙が必要です。投票用紙は、つくばみらい市選挙管理委員会にご請求いただいた後、滞在先へ郵送しますので、お早めにご請求ください。

## ◆郵便投票制度◆

身体に重度の障がいがあるため、投票所に向いて投票できない方が、自宅から郵便で投票できる制度です。

郵便投票を行うには、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

## ◆代理投票制度◆

身体の故障や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自分で記入することができない方のために、投票所の係員が投票のお手伝いをする制度です。秘密を厳守し、お手伝いをしますので、必要な場合は係員に申し出てください。

## 期日前投票制度

投票日当日に、仕事・旅行などの予定がある場合は、「期日前投票」ができます。

### ■受付期間

平成24年2月6日(月)～11日(土)

### ■時間

午前8時30分～午後8時

### ■場所

市役所伊奈庁舎1階ロビー

市役所谷和原庁舎1階相談室

### ■注意

期日前投票でも、入場券を持参してください。